

令和3年度も
移住・定住された方への補助制度が用意されています!



新築補助や新婚・子育て世帯への家賃補助が充実しています!

新築奨励・市内消費喚起事業

【対象者】

- ・津久見市内に住宅を取得するための契約を締結した方

【対象経費】

- ・住宅を新築するために要した費用
(建築費用、水道工事、資材購入費 等)
- ・空き家バンク物件の取得 または改修費用

【補助内容】

住宅取得の際に**市内で消費された額**を助成対象経費として算出し、助成額相当の商品券を交付

【基本額】

対象経費 × 0.4 = 助成額(上限**30万円**)

【加算額】

子ども1人につき……5万円を加算

※3人目以上は10万円を加算

結婚から3年目までの夫婦は

子どもの人数に関わらず、

助成額の上限が**50万円になります!**

最大助成額
50万円



子どもの人数によって**加算されます!**

新婚世帯・子育て世帯家賃等補助金



新婚世帯

【対象世帯】

- ・婚姻の届出日から1年以内
- ・市内の賃貸住宅に転入又は転居した世帯
- ・合計年齢が80歳未満の夫婦

【補助内容】

- 引越しに係る費用を一部補助

仲介手数料補助…最大3万円 引越補助…最大5万円

移住奨励金 転入1名…5万円 転入2名…7万円

- 家賃補助

(家賃月額－住宅手当) ÷ 2

= 家賃補助額(月額上限1万円)最大24カ月

※市外からの転入者は1人につき5千円の**加算**

最大助成額
63万円

子育て世帯



【対象世帯】

- ・中学生以下の子どもを含み、市内の賃貸住宅に転入又は転居した世帯

【補助内容】

- 引越しに係る費用を一部補助

仲介手数料補助…最大3万円

引越補助…最大5万円

移住奨励金…7万円

- 家賃補助

(家賃月額－住宅手当) ÷ 2

= 家賃補助額(月額上限1万円)最大24カ月

※中学生以下の子どもの人数によって**月額加算**

子どもが2人以上いる子育て世帯…月額5千円加算

3人以上いる子育て世帯…月額1万円加算

最大助成額
63万円

結婚新生活支援事業補助金

※市内在住者対象

令和3年1月1日以降に婚姻届けを出された夫婦いずれも39歳以下で所得が400万円未満の世帯に対して住居費など最大30万円を支給

移住者居住支援事業補助金

【対象者】

- ・津久見市に住所を有していない方
- ・申請時において65歳未満の方
- ・事前申請を行った方

移住する前の申請が必須です!

不明な場合は一度お問い合わせください!

【補助内容】

①仲介手数料補助(上限5万円)

②家財処分補助(上限10万円)

③新規建設(上限100万円)

④住宅購入補助(上限100万円)

⑤改修補助(上限100万円)

⑥引越補助(上限20万円)

⑦移住奨励金(10万円)

最大助成額
145万円

※本紙に記載されている補助要件等は一部です。詳細は下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 津久見市役所 商工観光・定住推進課 地域活力・定住推進班
電話：0972-82-2655 / E-mail:tsu-kankou@city.tsukumi.lg.jp